

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

（現状）

志木駅の1日平均乗降客数は、平成30年で105,694人／日であり、平成23年以降増加傾向が続いている。バス路線は、国際興業バス、東武バスが運行しているほか、福祉バスとしてふれあい号が運行しており、本町通りでは1日200便以上のバスが運行しており、さいたま市や富士見市、朝霞市方面等を結んでいる。さらに、高齢者や子育て世帯などの交通弱者の移動手段を確保するため、平成28年度より志木市デマンド交通の運行を開始している。

また、令和2年8月から令和4年3月までシェアサイクルの実証実験を実施し、中心市街地を含む市内47箇所（令和3年8月末時点）にステーションを設置し、市内の地域活性化や観光振興、公共交通の機能の補完・代替等への有効性及び課題の検証を行ってきた。その結果、地域活性化等への有効性が確認されたため、令和4年度より本格的なサービスの開始を行っている。

中心市街地では、各種のイベントの開催場所として、志木駅に接続するペDESTリアンデッキや道路空間を活用し、各種のイベントを開催している。

（公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性）

中心市街地内を通る公共交通である、東武鉄道東上本線やバス路線、デマンド交通のほか、それらの補完・代替機能となるシェアサイクルは、今後もサービスを継続し、その機能の維持・向上を進めていく必要がある。

また、公共空間や民有未利用スペースなど、中心市街地内のオープンスペースを活用した定期的・日常的なにぎわい形成に資するマルシェの設置やイベントの開催等を促進していくため、公共空間や民有未利用スペースの利活用に関するルールづくりを進めていく必要がある。

（フォローアップの考え方）

毎年度、基本計画に位置付けた事業の進捗状況の調査を行い、着実な進捗を図る。また、中心市街地の活性化の状況や、目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の推進等の改善措置を講じるものとする。

〔２〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

【事業名】 にぎわい形成に資するイベント等の開催に関する、道路等の公共空間の活用事業

【事業実施時期】	令和６年度～		
【実施主体】	志木市		
【事業内容】	本事業は、道路等の公共空間を活用したイベント等の開催に関し、必要なルール等を検討するとともに、制度化するものである。道路占用特例区域は、ペDESTリアンデッキでの指定を先行し、順次、範囲の拡大に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②公共空間を利活用しやすい環境づくり		
【目標指標】	公共空間における年間イベント等実施団体数		
【活性化に資する理由】	目標２の達成に資する事業と位置付けられ、本事業の実施により、公共空間を活用したにぎわい形成に資するイベント等の開催が促進されることで、目標指標２の増加に寄与するため。		
【支援措置名】	道路の占用の特例		
【支援措置実施時期】	令和６年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 まちなかオープンマルシェ事業（再掲）

【事業実施時期】	令和６年度～		
【実施主体】	まちづくり会社		
【事業内容】	本事業は、中心市街地にあるペDESTリアンデッキや歩行空間、広場等の公共空地を対象に、仮設店舗の設置によるマルシェを開催するものである。マルシェは、既存店舗のアンテナショップとして、また、新規創業を目指す方のチャレンジショップとして活用するとともに、利用者をまちなかへ誘引していくことを目的とするものである。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②公共空間を利活用しやすい環境づくり		
【目標指標】	公共空間における年間イベント等実施団体数		
【活性化に資する理由】	目標２の達成に資する事業と位置付けられ、本事業の実施により、新規創業の促進やまちなかへの回遊促進を図ることで、目標指標２の増加に寄与するため。		
【支援措置名】	道路の占用の特例		
【支援措置実施時期】	令和６年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

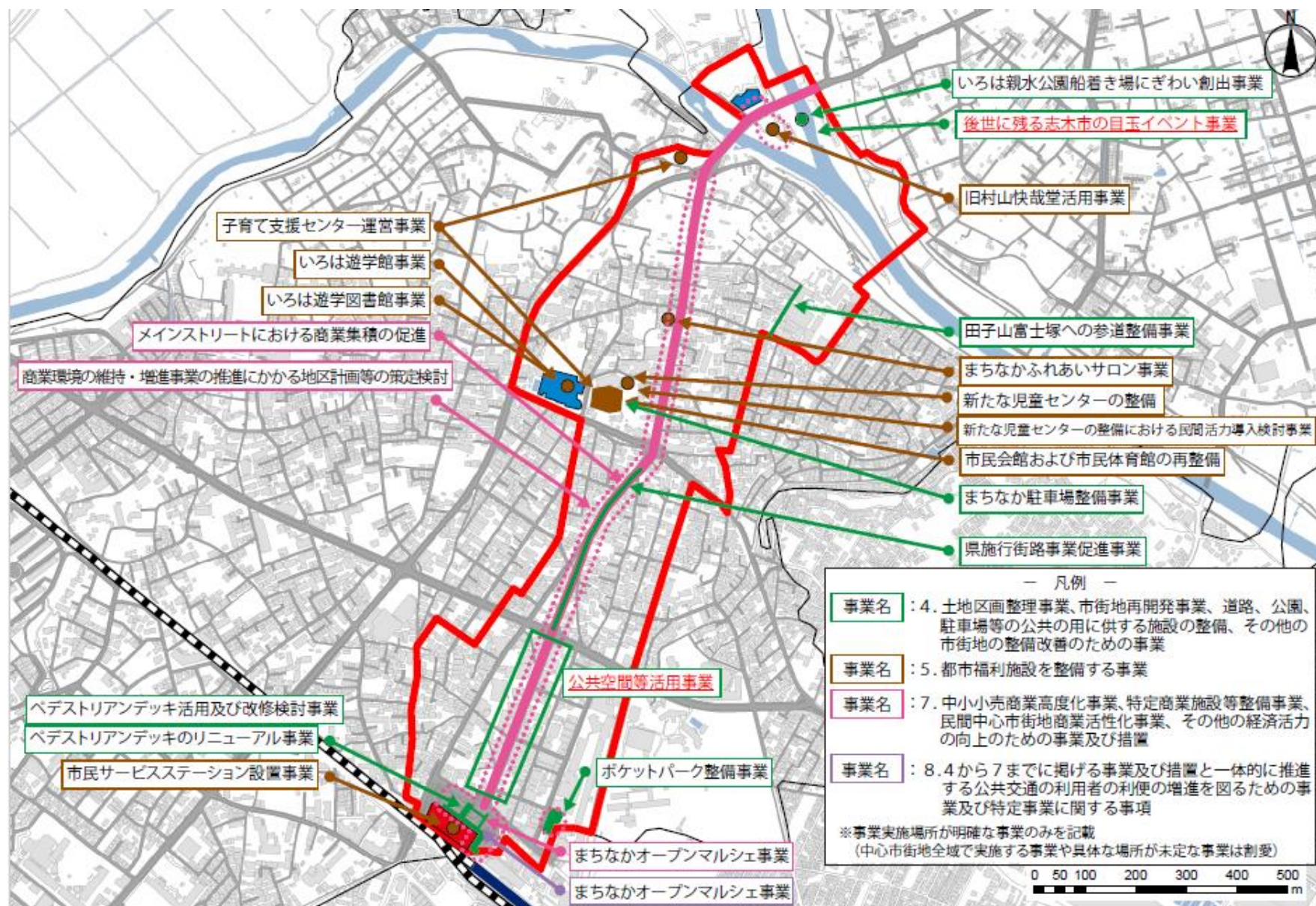
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】シェアサイクルの利便性向上

【事業実施時期】	令和５年度～令和９年度
【実施主体】	志木市、民間事業者
【事業内容】	本事業は、地域の活性化や観光振興、公共交通の機能の補完・代替等に資するシェアサイクルの利便性向上や利用促進を図るため、ステーションの増設や利用促進イベント等を展開するものである。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	目標③出歩きたくなる環境づくり
【目標指標】	自転車・歩行者通行量（平日・休日の平均）
【活性化に資する理由】	目標３の達成に資する事業と位置付けられ、本事業の実施により、中心市街地の回遊性を維持・向上していくことで、目標指標３の増加に寄与するため。

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



■ 中心市街地全域を対象とする事業等

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業		
・ トランスボックスアート化事業		
・ 志木駅・柳瀬川駅周辺放置自転車防止指導・撤去等業務		
・ 後世に残る志木市の目玉イベント事業		
5. 都市福利施設を整備する事業		
・ 「志木いろはウォークフェスタ」ノルディックウォーキング・ポールウォーキング全国大会		
・ 元気の出るまちづくり活動支援事業		
・ 文化体験道場事業		
・ 高齢者子ども交流イベント		
・ ポールステーション		
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等		
・ 空き家等対策事業		
・ 空き家等に特化した窓口の運営事業		
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置		
・ 中心市街地新規出店支援センターの整備・運営		
・ 個店魅力向上事業		
・ チャレンジショップ事業		
・ 創業支援セミナー事業		
・ ビジネスプランコンテストの開催		
・ まちなか回遊促進イベント事業		
・ 空き店舗活性化事業		
・ 商工業支援事業		
・ 志木市民まつり		
・ 志木さくらフェスタ		
・ 敷島神社夏祭りに合わせた「民踊流し」		
・ 志木駅東口駅前イルミネーション		
・ 商業施設改修整備事業		
・ 中小企業融資等制度		
・ 空き店舗活用に関する融資利子補給措置		
・ まちおこし活性化事業		
・ サテライトオフィス・コワーキングスペースの運営事業		
・ シェア・間借り可能店舗バンクの設置・運営		
・ 地産地消推進事業		
・ チャリティーいろは市		
・ 中心市街地情報発信事業		
・ 志木市中心市街地新築等事業補助金		
・ 商業環境の維持・増進事業の推進にかかる地区計画		
・ 志木駅東口にぎわいづくり事業		
等の策定検討		
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項		
・ にぎわい形成に資するイベント等の開催に関する、道路等の公共空間の活用事業		
・ シェアサイクルの利便性向上		